

PPP／PFIについて

平成27年10月13日
総務省自治財政局調整課課長補佐 鈴木健介

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(概要)

◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

経済財政諮問会議第2回非社会保障WG
内閣府PFI推進室資料(H27.9.11)

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1)公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2)収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 : 3～4兆円

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

(3)公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備 等

(4)その他の事業類型 : 3兆円

- 維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の改修や維持管理等の包括的契約 等

10～12
兆円[※]

※事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定したものである。

◆平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

○ 重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

- (1) 事業規模目標 : 2～3兆円 (今後10年間の目標を前倒し)
(2) 事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

○ 重点的な取組

【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 公務員出向等に関する法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置の実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置 等

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた、地域プラットフォームの形成促進
- ・ 事業遂行力向上のための地方公共団体間ネットワークの創出 等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

地方公共団体等でPPP／PFIを優先的に検討する仕組みの構築について

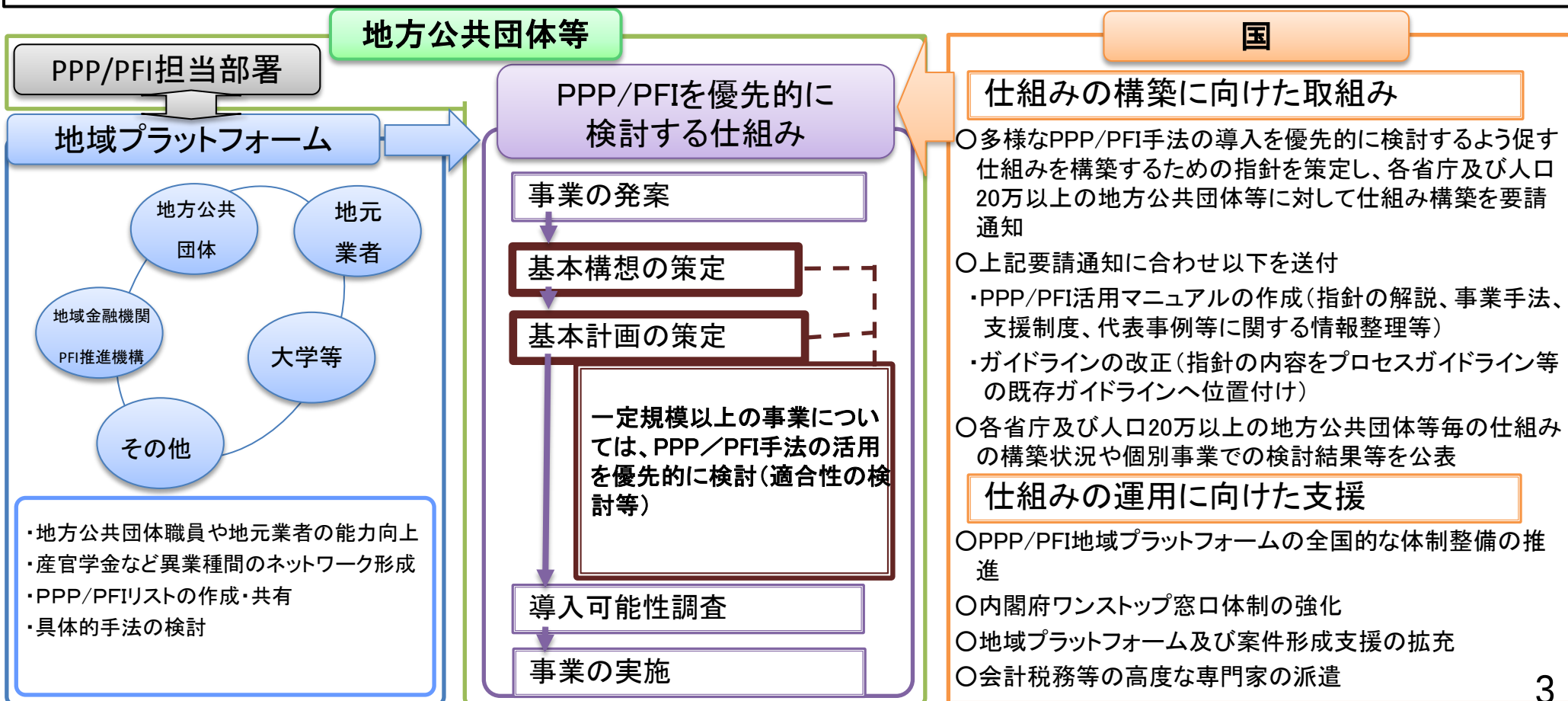
経済財政諮問会議第2回非社会保障WG
内閣府PFI推進室資料(H27.9.11)

【経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太方針)】

国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。

○公共施設等の整備等の検討初期段階において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するための指針を年内に策定(PFI推進会議決定)し、各省庁及び人口20万以上の地方公共団体等に対して仕組み構築を要請。

○仕組みの構築状況や個別事業での検討結果等を調査し、結果を公表することで、仕組み構築を促進するとともに、制度の実効性を担保。



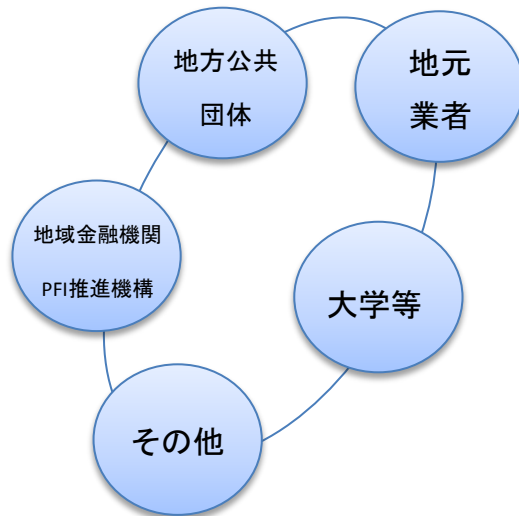
PPP／PFI地域プラットフォームについて

経済財政諮問会議第2回非社会保障WG
内閣府PFI推進室資料(H27.9.11)

【経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）】

PPP／PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。

<地域プラットフォームのイメージ>



- ・地方公共団体職員や地元業者の能力向上
- ・産官学金など異業種間のネットワーク形成
- ・PPP/PFIリストの作成・共有
- ・具体的手法の検討

地域プラットフォーム形成に向けた取組

【地域プラットフォームの形成】

- PPP／PFI地域プラットフォームの形成にモデル的に取り組もうとする地方公共団体を募集して支援。
- 関係省庁の地方支分部局と連携して、地方ブロック単位でPPP／PFI地域プラットフォームの立ちあげを支援。

【全国的な展開に向けた取組み】

- 各地域でのPPP/PFI地域プラットフォームの形成を支援するため、中央の省庁、団体等が連携。
- 優良事例の発掘や地域プラットフォーム運用マニュアルの作成等、情報提供等の実施。

地域プラットフォーム形成支援 平成27年度採択団体

1. 習志野市(千葉県)	習志野市公共施設再生プラットフォーム形成事業
2. 浜松市(静岡県)	浜松市官民連携プラットフォーム形成事業
3. 神戸市(兵庫県)	地域での民間事業者の参画及び提案促進の活性化を目指した産官学金連携の仕組みの構築
4. 岡山市(岡山県)	岡山PPP交流広場(岡山市版地域プラットフォームにおけるPPP連携の基盤づくり)
5. 福岡市(福岡県)	PPPマーケットの拡大・醸成に向けた事業者及び地方公共団体向けセミナー等の開催

公共施設等総合管理計画の策定促進

背景

- ・ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。



各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定（平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

＜公共施設等総合管理計画の内容＞

1. 所有施設等の現状

- ・ 公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・ 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・ 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・ 計画期間：10年以上
- ・ 全ての公共施設等を対象。情報の管理・集約部署を定める。
- ・ 現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・ 計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

公共施設等総合管理計画の策定状況

- ・ 平成27年4月1日現在の調査によれば、すべての都道府県、指定都市及び市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定。
- ・ 平成28年度までに、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても98.4%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

公共施設最適化事業債等の創設

背景

地方公共団体が、公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、地方公共団体におけるこれらの取組を後押しするため、平成27年度から新たな地方債措置を創設。

事業概要

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、新たな地方債（公共施設最適化事業債）を充当。

また、既存の公共施設等の転用事業について、新たに地域活性化事業債の対象とする。

公共施設最適化事業債（集約化・複合化事業）

【期間】 平成27年度からの3年間

【充当率等】 地方債充当率：90% 交付税算入率：50%

【平成27年度地方債計画計上額】 410億円

※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る

※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

地域活性化事業債（転用事業）

【期間】 平成27年度からの3年間

【充当率等】 地方債充当率：90% 交付税算入率：30%

【平成27年度地方債計画計上額】 90億円

※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

【参考】その他の地方財政措置

平成26年度から講じていた計画策定費に係る特別交付税措置及び計画に基づく公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置について、平成27年度以降も引き続き講じる。

特別交付税措置（計画策定費）

【期間】 平成26年度からの3年間

【措置率】 交付税措置率：50%

除却事業に係る地方債

【期間】 平成26年度以降当分の間

【充当率】 地方債充当率：75%（資金手当）

【平成27年度地方債計画計上額】 340億円

固定資産台帳を含む地方公会計の整備促進について

- ▶ 地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。
- ▶ 原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、固定資産台帳も含めた統一的な基準による地方公会計を整備するよう、全ての地方公共団体に対して平成27年1月に総務大臣通知により要請。

現 状

①発生主義・複式簿記の導入

総務省方式改訂モデルでは決算統計データを活用して財務書類を作成

②ICTを活用した固定資産台帳の整備

総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていない

③比較可能性の確保

基準モデルや総務省方式改訂モデル、その他の方式(東京都方式等)といった複数の方式が存在

統一的な基準の設定

今 後

発生の都度又は期末一括で複式仕訳(決算統計データの活用からの脱却)

固定資産台帳の整備を前提とすることで公共施設等のマネジメントにも活用可能

統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保

公共施設等のマネジメント事例

概 要

施設別行政コスト計算書を作成することで、退職手当引当金や減価償却費も含めたトータルコストによるセグメント分析を行うことができる。

効 果

当該セグメント分析の結果を施設の統廃合や適正配置の議論に活用することが期待される。

施設別行政コスト計算書

	公民館A	公民館B	公民館C
人件費	1,860万円	1,220万円	1,910万円
退職手当引当金	190万円	120万円	190万円
減価償却費	950万円	610万円	790万円
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
利用者1人当たりコスト	1,660円	1,400円	2,290円

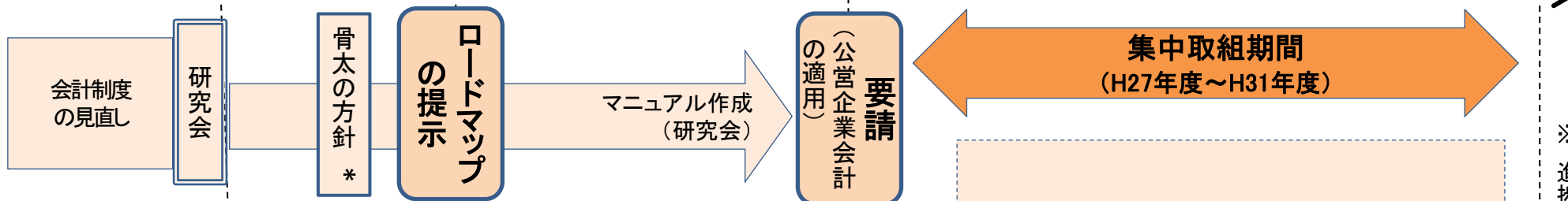
公営企業会計の適用の拡大について（平成27年1月27日付総務大臣通知等）

H26.4

H26.8

H27.1

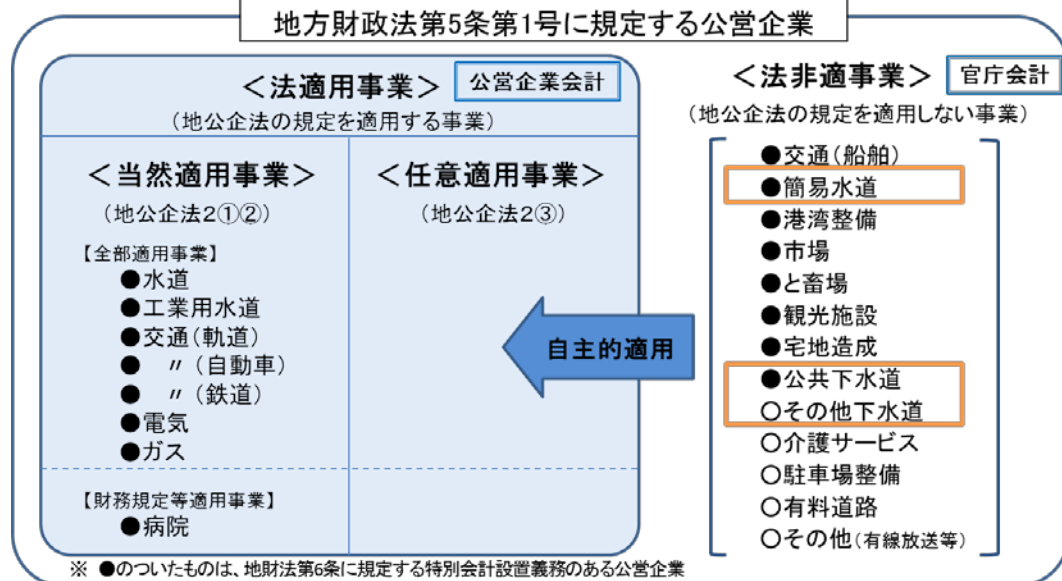
H32.4



*「簡易水道事業、下水道事業等に対して公営企業会計の適用を促進する」

<備考>「公営企業会計の適用範囲」(現行)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業



○重点事業

下水道事業及び簡易水道事業

*人口3万人以上の団体について、期間内に公営企業会計へ移行(H32.4まで)。

下水道事業は、公共下水道・流域下水道について、期間内に移行することとし、集落排水・合併浄化槽についてもできる限り移行対象に含める。

*人口3万人未満の団体についても、できる限り移行。

※その他の事業については、団体の実情に応じて移行を推進。

○移行経費に対する地方財政措置

公営企業債(充当率100%)

元利償還金に対して普通交付税措置

※進捗状況等を踏まえて法制化を検討

意義

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

支援策

総務省において、公営企業会計適用についてのマニュアルの策定、地方財政措置の拡充、先行事例の紹介、アドバイザーの派遣、研修等の実施等を行い、積極的に支援。

- 民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、10年間(平成25年度から平成34年度)で12兆円規模に及ぶ事業を推進。(「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)
- 上記のうち、公共施設等運営権方式について、集中強化期間(平成26年度から平成28年度)・重点分野・数値目標(空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件)を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)
- 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる(イコルフットイングを図る)ことが基本。
- 公共施設等運営権制度(コンセッション方式)による事業についても同様。具体的な措置の内容については、個別の事例に応じて対応予定。
- 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じることとしている。(平成27年2月18日総務省自治財政局財政課事務連絡)

<コンセッション方式による事業の各段階におけるイコルフットイング>

	地方公共団体の歳入・歳出	地方交付税の取扱い
導入時	(歳入) 事業体から地方公共団体が受け取る運営権対価 ※一方、事業期間中の料金収入が消滅する。	運営権対価は普通交付税の基準財政収入額に算入しない。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。
事業期間中	(歳出) 運営権設定前に地方公共団体が当該施設の整備に係る経費に充てるために発行した地方債の償還費 ※コンセッション事業の導入に伴う繰上償還は不要	普通交付税の基準財政需要額に算入されていた地方債の償還費については、コンセッション事業を導入する前と同等に普通交付税の基準財政需要額に算入する。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。
	(歳出) 運営権設定後に地方公共団体が当該施設の増改築等に係る経費として事業体に支出した費用 ①地方債を発行する場合 ②後年度に割賦払いで支出する場合	直営で実施した場合に地方債の償還費が普通交付税の基準財政需要額に算入される施設に係る左記の①、②の費用については、直営で実施した場合と同等に普通交付税の基準財政需要額に算入する。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。
事業終了時	(歳入) 料金収入の復活	料金収入は普通交付税の基準財政収入額に算入しない。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)において、コンセッション事業について下記の事業規模目標及び事業件数目標が定められたところ。

- ・平成26年度から平成28年度の集中強化期間における事業規模目標：2～3兆円
- ・分野別の事業件数目標：空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件

公共施設等運営権方式(コンセッション)を活用したPFI事業の進捗状況

	重点分野	2014年度	2015年度	2016年度以降
空港	仙台空港	実施方針 募集要項	選定期間	運営開始予定
	関西空港・伊丹空港	実施方針 募集要項	選定期間	運営開始予定
下水道	浜松市	(2014年3月) ガイドライン公表 コンセッション	実施方針素案 募集要項等	2018年 運営開始 予定
道路	愛知県道路公社	民間対話	募集要項(金) 実施方針(金)	選定期間(予) 運営開始 予定

空港

仙台空港

平成27年度末までの事業開始に向け、平成26年4月に実施方針、平成26年6月に募集要領等を公表。

関西国際空港・大阪国際空港

平成27年度末までの事業移管に向け、平成26年7月に実施方針を公表。
平成27年6月に第1次審査結果を公表。

下水道

ガイドライン策定

平成26年3月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」策定。

浜松市下水道

下水道事業へのコンセッション導入に向け、平成27年6月に実施方針素案を公表。

道路

愛知県道路公社

有料道路事業へのコンセッション導入へ向けて、今国会(平成27年通常)において、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする構造改革特別区域法一部改正法が成立・施行。
8月に愛知県が国家戦略特別区域に指定、9月に国家戦略特別区域計画が認定。

○運営権者の公募手続を進めている段階にある空港

【仙台空港】

- ・平成26年6月27日に『仙台空港特定運営事業等募集要項』を策定・公表。
- ・平成26年12月5日から国による第一次審査を開始。
- ・平成27年7月27日から第二次審査を開始する等、事業者の選定に向けた手続を進めている。

【関西国際空港・大阪国際空港】

- ・平成26年11月12日に『関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等募集要項』を策定・配布開始。
- ・平成26年12月26日に参加資格審査通過者を公表。
- ・平成27年6月12日に第一次審査結果を公表する等、事業者の選定に向けた手続を進めている。

○民間運営を実施している段階にある空港

【但馬空港】

- ・平成27年1月より民間事業者による運営を開始。

○検討段階にある空港例

○国管理空港

【高松空港】

- ・運営委託スキームの詳細設計等、運営委託の早期導入に向けた具体的な検討を実施。

【広島空港】

- ・広島県による空港経営改革の検討に要する経費に対し、平成26年度予算を活用し財政的支援（国が全額補助）を実施。

【福岡空港】

- ・滑走路増設事業のため、今後運営委託を検討。

○地方管理空港

【神戸空港】

- ・神戸市の平成27年度予算において、神戸空港の公共施設等運営事業の準備のための調査委託費を計上。

【静岡空港】

- ・静岡県による公共施設等運営事業の実施に向けて必要な情報整理等に要する経費に対し、平成27年度予算を活用し財政的支援（国が全額補助）を実施する予定。

【秋田空港・大館能代空港】

- ・秋田県による両空港の連携モデル及び単独経営における公共施設等運営事業の実施の検討に要する経費に対し、平成27年度予算を活用し財政的支援（国が全額補助）を実施する予定。

【旭川空港】

- ・旭川市による公共施設等運営事業の実施の検討に要する経費に対し、平成27年度予算を活用し財政的支援（国が全額補助）を実施する予定。

- コンセッション方式を含むPPP/PFIの導入について先行的に検討を開始した浜松市に対し、平成23年度より国が財政的支援（全額補助）を含めた支援を実施。
- 平成26年度は、浜松市のニーズを踏まえ、国の調査として（地方公共団体負担なし）要求水準・実施契約の項目とその考え方の検討等に関する支援を実施するとともに、資産情報の整備等についても、国の財政的支援を実施。浜松市においては、平成27年6月に実施方針素案を公表し、平成30年度からコンセッション方式を導入すべく取り組んでいるところ。
- 大阪市においては、平成27年2月に「大阪市下水道事業 経営形態見直し基本方針（案）」を策定し、コンセッション方式の導入による経営形態の見直しを進めているところ。スキームが確定次第、速やかに同方式への移行を目指す。
- 現在も浜松市及び大阪市と密に打合せを実施し、実務的な課題に対して助言を行うなど、事業の立ち上げに必要な支援に丁寧に取り組んでいるところ。
- 今後とも以上のような必要な支援を実施していく所存。



＜浜松市の事例＞ ○西遠流域下水道について

- 平成28年3月末に静岡県から浜松市に移管^(※)
- 浜松市下水道事業の6～7割(汚水処理水量)を占める最大の処理区
- 浄化センター、中継ポンプ場、幹線管路等の資産が移管

➡ 移管に伴い、管理体制の確立、民間の創意工夫による事業効率化のため、公共施設等運営権方式の活用を検討

(※)複数の市町村にまたがる下水道は、流域下水道として都道府県が管理を行う。
浜松市の場合、市町村合併に伴い流域が浜松市のみ(合併前:浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町)となったため、合併特例法の適用により合併後10年後(平成28年3月末)に静岡県から浜松市に移管されることとなっている。

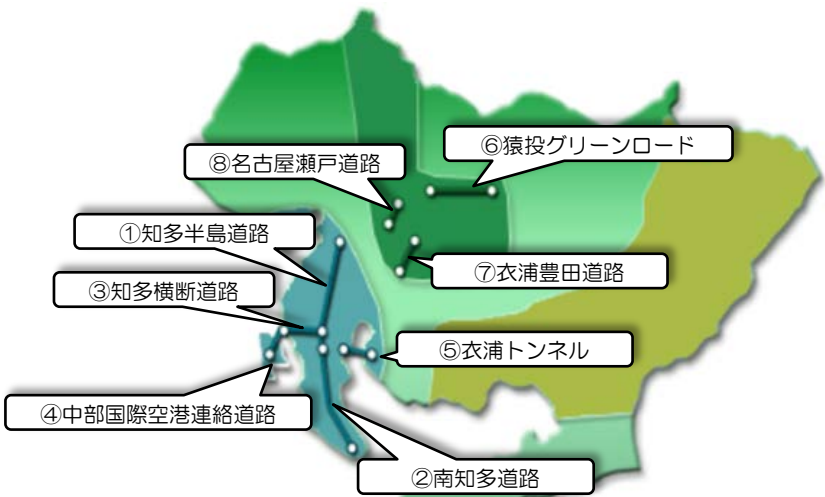
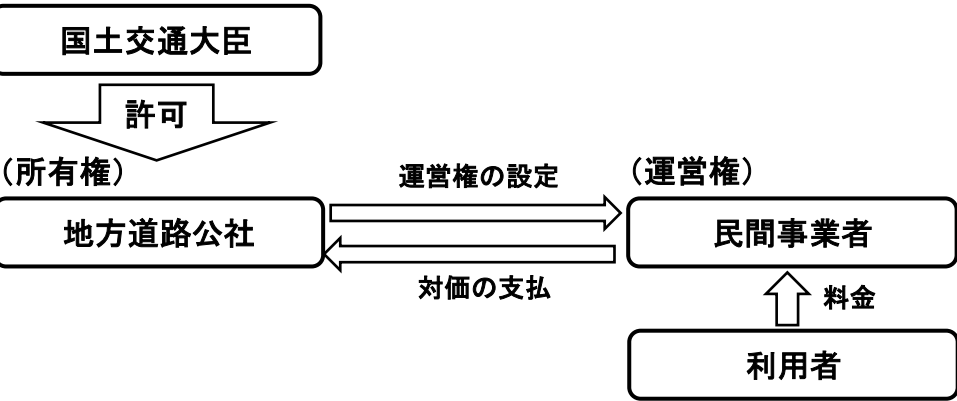
経緯(愛知県からの構造改革特区提案)

- H24.3愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案
- H24.12愛知県における有識者検討会での報告書とりまとめ(国土交通省もオブザーバーとして参加)
- H25.5愛知県より「民間事業者による有料道路事業の運営の実現について」の提案
 1. 民間事業者による有料道路事業の運営
 2. 民間事業者へのインセンティブの付与
 3. 道路の利便性向上・維持のための料金徴収継続
- H26.4～6愛知県において「民間事業者による有料道路事業の運営に関する意見募集」
- H26.5構造改革特区推進本部決定

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」
- H26.6日本再興戦略(改訂) 構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる
- H27.7民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする構造改革特別区域法一部改正法が成立。(8月3日施行)
- H27.8愛知県が国家戦略特別区域に指定
- H27.9愛知県国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域計画を策定・申請(9月9日認定)

コンセッション(公共施設等運営権)方式 (イメージ)



厳しい財政状況の中、民間の資金・知恵等を活用し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を実施するとともに、民間の事業機会の拡大による経済成長を実現していくため、以下の事例を始めとするPPP/PFI事業を積極的に推進。

	大阪府営枚方田ノ口住宅建替え事業 (大阪府)	宮崎駅西口拠点施設整備 (宮崎県・宮崎市) ■ 外観 ■ 施設概要 ■ 太陽光発電 2,000kW ■ バイogas発電 350kW	神戸市 垂水処理場 (兵庫県・神戸市)
類型	○公的不動産の有効活用	○収益施設の併設 ○公的不動産の有効活用	○収益施設の併設
事業概要	PFI手法を活用し、府営住宅の建替え（建物の高層化）によって創出された余剰地に、地域ニーズに沿って戸建住宅やサービス付き高齢者向け住宅を一体的に整備。	宮崎県及び宮崎市が所有する駅前未利用地を活用し、交通センターとともに新しい拠点的な施設を整備。 特定目的会社を設立するとともに、事業用地定期借地権設定契約を締結。	メガソーラーとバイオガスのダブル発電（H26.3運転開始） ・神戸市は、民間企業に下水処理場の敷地、消化ガスを提供。 ・民間企業は発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。

経済財政諮問会議第2回非社会保障WG
国土交通省資料(H27.9.11)

PPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間のネットワークの構築、さらには具体的な案件形成を促進するための産官学金の協議の場（地域プラットフォーム）の形成を支援。

PPP/PFIの案件形成のための課題

- 地方公共団体・民間事業者における情報・ノウハウが不足
- 官民間での情報共有や対話・提案の場が不足
- 案件形成を担う人材が不足

対応方針

- 地方ブロック単位のプラットフォームの形成支援
→ 優良事例の普及、情報・ノウハウ等の横展開を促進
- 地方公共団体を単位とする地域プラットフォームの形成支援
→ 民間提案・官民間の対話の場を創出
→ 案件形成を担う人材を検討実務を通じて育成(OJT)

地域プラットフォームのイメージ

地方ブロックプラットフォーム

(注) 全国をカバーするよう地方ブロック単位で形成

- 産 民間事業者、専門家(コンサルタント、会計士、弁護士等)
- 官 地方公共団体(都道府県、市町村)
- 学 大学 等
- 金 地方銀行 等



地方ブロックプラットフォームの役割

- PPP/PFIの案件形成等に係る **情報・ノウハウの横展開**
- ・セミナー・シンポジウムの開催
 - ・実践的研修の実施 等



専門家の派遣や
助言等

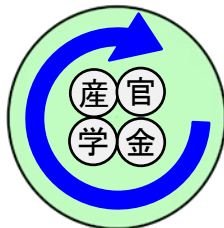


事例報告等

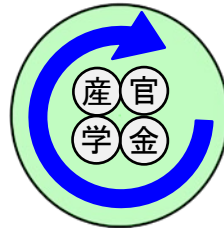


ニーズに幅広く対応

A県 地域プラットフォーム



B市 地域プラットフォーム



地域プラットフォームの役割

官民間の対話を通じた地域における官民連携事業の **案件形成の推進**

- ・民間からの提案、官民間の意見交換の場
- ・個別具体の案件の掘り起こし、形成及び推進
- ・PPP/PFIの事業化候補の案件リストの作成
- ・地域における情報の共有 等